

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）  
第1編 新旧対照表

新	旧
 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p><u>神奈川県森林土木事業設計要領(治山・林道編)</u> 第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編)</p> <p>令和6年7月</p>	 <p>神奈川県 環境農政局緑政部森林再生課</p> <p><u>神奈川県森林土木事業設計要領(治山・林道編)</u> 第1編 森林土木事業設計書作成要領(治山・林道編)</p> <p>令和5年7月</p>

## 神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編） 第1編 新旧対照表

新	旧
<p><b>総 則</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> 神奈川県森林土木事業執行要領第4条に規定する設計書の作成のうち、治山林道事業に係る請負工事及び委託の設計積算は、この神奈川県森林土木事業設計要領に定めるところによる。</p> <p><b>2 神奈川県森林土木事業設計要領の構成</b></p> <p>第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）</p> <p>第2編 設 計 編 （治山編）<u>（以下、設計要領（治山編）第2編という。）</u> （林道編）<u>（以下、設計要領（林道編）第2編という。）</u></p> <p>第3編 積 算 編 （治山編）<u>（以下、設計要領（治山編）第3編という。）</u> （林道編）<u>（以下、設計要領（林道編）第3編という。）</u></p> <p>第4編 測量・設計・調査委託編 （治山・林道編）<u>（以下、設計要領（林道編）第4編という。）</u></p> <p><b>3 神奈川県森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）と森林整備保全事業設計積算要領の関係について</b> 神奈川県森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）は、森林整備保全事業設計積算要領<u>の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）</u>を補完し、本県の自然条件及び社会条件に適した森林土木事業を円滑に推進するために定めた設計要領である。</p> <p><b>4 農林水産省林野庁が制定する設計積算要領等の内適用する通知について</b></p> <p><u>森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）（以下、設計積算要領という。）</u></p> <p><u>森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13）（以下、細部取扱いという。）</u></p> <p><u>工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年6月20日付元林整計第65号）</u></p> <p><u>森林整備保全事業標準歩掛の制定について（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）（以下、標準歩掛という。）</u></p> <p><u>森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成28年3月31日付け27林整計351号林野庁長官通知）（以下、施工パッケージという。）</u></p> <p><u>森林整備保全事業数量算出要領（施工パッケージ型積算方式）の制定について（平成28年3月31日付け27林整計358号林野庁森林整備部計画課長通知）</u></p> <p><u>森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）（以下、機械経費積算要領という。）</u></p>	<p><b>総 則</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> 神奈川県森林土木事業執行要領第4条に規定する設計書の作成のうち、治山林道事業に係る請負工事及び委託の設計積算は、この神奈川県森林土木事業設計要領に定めるところによる。</p> <p><b>2 神奈川県森林土木事業設計要領の構成</b></p> <p>第1編 森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）</p> <p>第2編 設 計 編 （治山編）<u>（追加）</u> （林道編）<u>（追加）</u></p> <p>第3編 積 算 編 （治山編）<u>（追加）</u> （林道編）<u>（追加）</u></p> <p>第4編 測量・設計・調査委託編 （治山・林道編）<u>（追加）</u></p> <p><b>3 神奈川県森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）と森林整備保全事業設計積算要領の関係について</b> 神奈川県森林土木事業設計書作成要領（治山・林道編）は、森林整備保全事業設計積算要領<u>（追加）</u>を補完し、本県の自然条件及び社会条件に適した森林土木事業を円滑に推進するために定めた設計要領である。</p> <p><u>（追加）</u></p>

# 神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）

## 第1編 新旧対照表

新	旧
<p><b>第1章 設計積算要領</b></p> <p><b>第1節 設計書の構成</b> 設計書の構成は、<u>設計積算要領</u>第3設計書の構成による。</p> <p><b>第2節 積算書の内容</b> 事業費の構成内容は、設計積算要領第5積算書の内容によるほか次による。</p> <p><b>1 設計単価・労務単価</b> 設計単価は、原則として<u>環境農政局長の定める</u>「環境農政局土木工事資材等単価表」及び<u>森林再生課長の定める</u>「森林整備設計単価表」（以下、設計単価表という。）によるものとする。また、設計単価表に<u>定めのない</u>場合は、「設計単価表等に定めのない単価の取扱い要領」によるものとする。 ただし、災害査定設計に使用する単価については「災害復旧事業の査定設計に使用する労務単価及び資材単価表」によるものとする。</p> <p><b>2 歩 掛</b> 歩掛は、<u>標準歩掛及び施工パッケージ並びに</u>神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）・（林道編）第3編積算編によるものとし、<u>標準歩掛等に定めのないものの取扱いについては、附-1「標準歩掛等に定めのない歩掛の取扱いについて」のとおりとする。また、</u>気象その他の現場条件により20%の範囲で増減することができる<u>こととし、その補正方法については附-2のとおりとする。</u></p> <p><b>(1) 歩掛の採用順位</b> 歩掛の採用順位は次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア</u> 標準歩掛等・神奈川県森林土木事業設計要領</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 施工パッケージ・市場単価・土木工事標準単価</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 標準歩掛（積上げ）</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ</u> <u>神奈川県県土整備局</u>土木工事標準積算基準書（土木工事編）（以下、土木工事標準積算基準書という。）・<u>神奈川県県土整備局</u>設計業務等標準積算基準書</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ</u> 見積り歩掛</p> <p><b>(2) 設計単価等の採用順位</b> 設計単価等の採用順位は次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア</u> <u>設計単価表</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ</u> 物価資料（「月刊建設物価」「WEB建設物価」「季刊土木コスト情報」及び「月刊積算資料」「積算資料（別冊もしくは電子版）」「季刊土木施工単価」等）</p> <p>※地区によって掲載されている取扱い数量が異なる場合、使用する取扱い数量の掲載されている地区単価を優先とする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ</u> 特別調査（臨時調査）＝高額資材調査（ただし、調査対象となるものに限る。）</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>エ</u> 見積り</p>	<p><b>第1章 設計積算要領</b></p> <p><b>第1節 設計書の構成</b> 設計書の構成は<u>治山林道必携設計積算編掲載の森林整備保全事業設計積算要領（以下「(削除)設計積算要領」という。）</u>第3設計書の構成による。</p> <p><b>第2節 積算書の内容</b> 事業費の構成内容は「設計積算要領」第5積算書の内容によるほか次による。</p> <p><b>1 設計単価・労務単価</b> 設計単価は、原則として<u>別冊</u>「環境農政局土木工事資材等単価表～神奈川県環境農政局」及び「森林整備設計単価表～<u>神奈川県環境農政局緑政部森林再生課（削除）</u>」（以下「設計単価表」という。）によるものとし、「設計単価表」<u>にない</u>場合は別冊「設計単価表等に定めのない単価の取扱い要領」によるものとする。 ただし、災害査定設計に使用する単価については「災害復旧事業の査定設計に使用する労務単価及び資材単価表」によるものとする。</p> <p><b>2 歩 掛</b> 歩掛は、<u>治山林道必携設計積算編記載の森林整備保全事業標準歩掛（以下「標準歩掛」という。）（削除）</u>及び<u>(追加)</u>神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）・（林道編）第3編積算編（以下「<u>設計要領（治山編）（林道編）第3編</u>」という。）によるものとし、<u>(追加)</u>気象その他の現場条件により20%の範囲で増減することができる。また、「標準歩掛」等に<u>定めのないものの取扱いについては本書附-1「標準歩掛等に定めのない歩掛の取扱いについて」のとおりとする。</u></p> <p><b>3 歩掛および設計単価等の採用順位</b></p> <p><b>(1) 歩掛の採用順位</b> 歩掛の採用順位は次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 森林整備保全事業標準歩掛等（治山林道必携）・神奈川県森林土木事業設計要領（県要領）</p> <p style="margin-left: 40px;">I. 施工パッケージ・市場単価・土木工事標準単価</p> <p style="margin-left: 40px;">II. 標準歩掛（積上げ）</p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>(追加)</u>土木工事標準積算基準書（土木工事編）<u>(追加)</u>・<u>(追加)</u>設計業務等標準積算基準書</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 見積り歩掛</p> <p><b>(2) 設計単価等の採用順位</b> 設計単価等の採用順位は次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>森林整備設計単価表（森林再生課所管）、土木工事資材等単価表（技術管理課所管）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② 物価資料（「月刊建設物価」「WEB建設物価」「季刊土木コスト情報」及び「月刊積算資料」「積算資料（別冊もしくは電子版）」「季刊土木施工単価」等）</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 地区によって掲載されている取扱い数量が異なる場合、使用する取扱い数量の掲載されている地区単価を優先とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 特別調査（臨時調査）＝高額資材調査（ただし、調査対象となるものに限る。）</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 見積り</p>

## 神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編） 第1編 新旧対照表

新	旧
<p><b>第3節 事業費の積算基準</b></p> <p><b>1 直接工事費</b></p> <p>(1) 仮設費</p> <p>仮設費として積算する内容は設計積算要領第6-1-(1)-エ仮設費による。</p> <p>請負者の自主施工を確保する目的から原則として任意仮設とするが、安全対策上重要な仮設等においては図面・特記仕様書等で手段・方法等の条件を明示した指定仮設とする。</p> <p>ア 安全ネット</p> <p>落石のおそれのある掘削法面直下等で作業する場合に計上する。</p> <p>歩掛は、設計要領(治山編)第3編によるものとする。</p> <p>イ 資材搬入路等</p> <p>(ア) 資材運搬路のうち、自動車道の開設、又は、改修は、工事の施工上経済的に有利な場合に限るものとし、この場合、他の運搬方法との比較計算書を設計書に添付する。</p> <p>(イ) 都道府県道又は市町村道の改修または補修を必要とするときは、道路管理者と協議し、この協議書を設計書に添付する。</p> <p>(ウ) 農道、(治山事業において)林道等の開設、改修、補修等の経費について受益者等の負担がある場合には、その負担額を決定した資料を設計書に添付する。</p> <p>ウ 仮設工事により設置した施設に残価がある場合((関連「治山事業の解説」一問一答 p153))</p> <p>仮設工事の資材等で撤去後残存価値のあるものの損料は、<u>標準歩掛</u>第1編共通工第8仮設工に基づき算出する。</p> <p>ただし、継続的に使用する事業計画のある場合、撤去に要する費用が残存価値より大きい場合にあっては、これによらないことができる。</p> <p>(2) その他費用</p> <p>交通誘導警備員の計上に当たっては、県土整備局の平成19年8月27日付け技管第87号通知(平成28年1月14日別紙改定)を準用することとし、指定路線で作業を行う場合は、交通誘導警備員Aを常時1名以上配置し、その他の路線は交通誘導警備員Bを配置する。</p> <p><u>交通誘導警備員を計上した場合は、積算諸条件調書に数量を明示することとし、記載方法は県土整備局の平成31年3月25日付け事務連絡を準用することとする。</u></p> <p>なお、指定路線は、神奈川県警察が公表する「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置路線」(<a href="https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0094.htm">https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0094.htm</a>)によるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 支障木等の処理に関する取扱いについて</p> <p><u>ア</u> 伐木処理費は、直接工事費に該当するものとしてその費用を積算することとし、積算する費用は支障木の処理作業等に直接必要な費用のみとし、間接的な経費が含まれることがないよう留意することとし、原則、森林整備設計単価2-3及び2-4の伐木除却費等を用いて積算を行うこととする。</p> <p><u>なお</u>、現地の状況が一樣でないこと等により、当該支障木等の処理作業にかかる実勢価格と積算価格とに乖離(概ね積算価格と実勢価格に30%以上の価格差がある場合)が認められ、かつ受注者から協議があった場合や、<u>発注時点において価格の乖離が見込まれる場合において、伐木処理費は、見積り単</u></p>	<p><b>第3節 事業費の積算基準</b></p> <p><b>1 直接工事費</b></p> <p>(1) 仮設費</p> <p>仮設費として積算する内容は「設計積算要領」第6-1-(1)-エ仮設費による。</p> <p>請負者の自主施工を確保する目的から原則として任意仮設とするが、安全対策上重要な仮設等においては図面・特記仕様書等で手段・方法等の条件を明示した指定仮設とする。</p> <p>ア 安全ネット</p> <p>落石のおそれのある掘削法面直下等で作業する場合に計上する。</p> <p>歩掛は「設計要領(治山編)第3編」によるものとする。</p> <p>イ 資材搬入路等</p> <p>(ア) 資材運搬路のうち、自動車道の開設、又は、改修は、工事の施工上経済的に有利な場合に限るものとし、この場合、他の運搬方法との比較計算書を設計書に添付する。</p> <p>(イ) 都道府県道又は市町村道の改修または補修を必要とするときは、道路管理者と協議し、この協議書を設計書に添付する。</p> <p>(ウ) 農道、(治山事業において)林道等の開設、改修、補修等の経費について受益者等の負担がある場合には、その負担額を決定した資料を設計書に添付する。</p> <p>ウ 仮設工事により設置した施設に残価がある場合((関連「治山事業の解説」一問一答 p153))</p> <p>仮設工事の資材等で撤去後残存価値のあるものの損料は、<u>「森林整備保全事業標準歩掛」</u>第1編共通工第8仮設工に基づき算出する。ただし、継続的に使用する事業計画のある場合、撤去に要する費用が残存価値より大きい場合にあっては、これによらないことができる。</p> <p>(2) その他費用</p> <p>交通誘導警備員の計上に当たっては、県土整備局の平成19年8月27日付け技管第87号通知(平成28年1月14日別紙改定)を準用することとし、指定路線で作業を行う場合は、交通誘導警備員Aを常時1名以上配置し、その他の路線は交通誘導警備員Bを配置する。<u>(追加)</u>なお指定路線は、神奈川県警察が公表する「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置路線」(<a href="https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0094.htm">https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0094.htm</a>)によるものとする。</p> <p><u>なお、交通誘導警備員を計上した場合は積算諸条件調書に数量を明示することとし、記載方法は県土整備局の平成31年3月25日付け事務連絡を準用することとする。</u></p> <p>(3) 支障木等の処理に関する取扱いについて</p> <p>伐木処理費は、直接工事費に該当するものとしてその費用を積算することとし、積算する費用は支障木の処理作業等に直接必要な費用のみとし、間接的な経費が含まれることがないよう留意する<u>こと。</u></p> <p>原則、<u>支障木等の伐木処理費は</u>森林整備設計単価2-3及び2-4の伐木除却費等を用いて積算を行うこととするが、<u>現地の状況が一樣でないこと等により、当該支障木等の処理作業にかかる実勢価格と積算</u></p>



## 神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編） 第1編 新旧対照表

新	旧																																																					
<p>価を用いて積算することができるものとする。（関連 附-3 支障木等の処理に関する取扱いについて、 附-13 積算価格と実勢価格との間に乖離が生じた場合における設計単価等の取扱いについて）</p> <p><u>イ 木材の処分場への運搬について</u></p> <p><u>各運輸局が許可した「一般区域貨物運送事業の貸切り運賃」により積算すること。その際、一般区域貨物運送事業の貸切り運賃には間接費を含んでいることから留意すること。また、距離制運賃は帰り荷なしを想定しているため、経済性を考慮の上適用すること。</u></p> <p><u>なお、伐採木の積込み・荷卸し歩掛及び樹種毎の容積密度は次表を参考とする。</u></p> <p>表 伐採木の積込み・荷卸しに係る歩掛</p> <p style="text-align: right;">10m3 当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種</th> <th style="width: 15%;">規格</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラップルローダ運転</td> <td>新 JIS 0.28m3</td> <td>日</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> <td>森林整備設計要領第3章3（2）イ (30/60hr+20/60hr)（積込み+荷卸し）÷ 690/110（1日当たり運転時間）≒0.130≒0.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>m3</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位当たり</td> <td></td> <td>m3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 容積密度換算値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">種名</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">BEF</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">r</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">d</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">≤20</th> <th style="width: 15%;">20&lt;</th> <th style="width: 10%;">t/m3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td style="text-align: center;">1.57</td> <td style="text-align: center;">1.23</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.314</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td style="text-align: center;">1.55</td> <td style="text-align: center;">1.24</td> <td style="text-align: center;">0.26</td> <td style="text-align: center;">0.407</td> </tr> <tr> <td>針葉樹 クロマツ</td> <td style="text-align: center;">1.39</td> <td style="text-align: center;">1.36</td> <td style="text-align: center;">0.34</td> <td style="text-align: center;">0.464</td> </tr> <tr> <td>その他針葉樹</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">0.40</td> <td style="text-align: center;">0.423</td> </tr> <tr> <td>広葉樹 その他広葉樹</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">0.26</td> <td style="text-align: center;">0.624</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">*BEF：拡大係数（地上部バイオマス（幹・枝・葉）と幹バイオマスとの比率） BEF下部の20は林齢を示す r：地上部バイオマスに対する地下部バイオマス（根）の比率 d：容積密度（トン/m3） 林野庁HP&lt;<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html</a>&gt;一部抜粋</p> <p><b>2 間接工事費</b></p> <p>(1) コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費(以下処分費等という。)の取扱い <u>土木工事標準積算基準書 I-2-②-3 現場管理費 処分費等の取扱いを準用する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>	工種	規格	単位	数量	備考	グラップルローダ運転	新 JIS 0.28m3	日	0.1	森林整備設計要領第3章3（2）イ (30/60hr+20/60hr)（積込み+荷卸し）÷ 690/110（1日当たり運転時間）≒0.130≒0.1	合計		m3	10		単位当たり		m3	1		種名	BEF		r	d	≤20	20<	t/m3	スギ	1.57	1.23	0.25	0.314	ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407	針葉樹 クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464	その他針葉樹	1.40	1.40	0.40	0.423	広葉樹 その他広葉樹	1.40	1.26	0.26	0.624	<p>価格と乖離(概ね積算価格と実勢価格に30%以上の価格差がある場合)が認められ、かつ受注者から協議があった<u>場合においては</u>、支障木等の伐木処理費用について見積り単価を用いて積算することができるものとする。（関連 附-3「支障木等の処理に関する取扱いについて」<u>(追加)</u>）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>2 間接工事費</b></p> <p>(1) コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費(以下「処分費等」という)の取扱い <u>「処分費等」の取扱いは神奈川県土整備局土木工事標準積算基準書(土木工事編) (以下「土木工事標準積算基準書」という。)</u> I-2-②-3 現場管理費 「処分費等」の取扱いを準用する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p>
工種	規格	単位	数量	備考																																																		
グラップルローダ運転	新 JIS 0.28m3	日	0.1	森林整備設計要領第3章3（2）イ (30/60hr+20/60hr)（積込み+荷卸し）÷ 690/110（1日当たり運転時間）≒0.130≒0.1																																																		
合計		m3	10																																																			
単位当たり		m3	1																																																			
種名	BEF		r	d																																																		
	≤20	20<			t/m3																																																	
スギ	1.57	1.23	0.25	0.314																																																		
ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407																																																		
針葉樹 クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464																																																		
その他針葉樹	1.40	1.40	0.40	0.423																																																		
広葉樹 その他広葉樹	1.40	1.26	0.26	0.624																																																		

## 神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編） 第1編 新旧対照表

新	旧
<p><b>第6節 工期の設定</b></p> <p><u>工期の設定については次のとおりとする。ただし、</u>工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮<sup>※1、※2</sup>して適宜増減できるものとする。</p> <p>※1 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等については、制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとする。</p> <p>※2 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合に限り行うものとし、この場合は、中断期間を含めた工期を設定するものとする。</p> <p>なお、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合とは、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合より経費が小さくなる場合をさす。</p> <p><b>1 標準工期</b></p> <p>(1) 治山事業 治山事業の標準工期は別表1 (<u>細部取扱い表9-2参照</u>)のとおりとするが、次のことに留意する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 林道事業 林道事業の標準工期は別表2 (<u>細部取扱い表9-3参照</u>)のとおりとする。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p><b>第9節 設計積算上の注意</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 土木工事標準単価の適用</b></p> <p>標準歩掛第1編共通工第10土木工事標準単価に定められている土木工事標準単価方式による積算にあたっては、<u>設計単価表</u>に掲載されている単価を用いることとする。</p> <p>このほかの土木工事標準単価についても、工法選定が適切であり、適用範囲に合致するものであれば、見積等によらず適用できるものとする。</p> <p><b>5 建設機械経費の積算</b></p> <p>建設機械経費の積算については<u>機械経費積算要領</u>によるほか、次によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p><b>第6節 工期の設定</b></p> <p>工期の設定については、<u>次により取り扱うものとする。</u></p> <p>ただし、工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して適宜増減できるものとする。</p> <p>※1 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等については、制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとする。</p> <p>※2 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合に限り行うものとし、この場合は、中断期間を含めた工期を設定するものとする。</p> <p>なお、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合とは、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合より経費が小さくなる場合をさす。</p> <p><b>1 標準工期</b></p> <p>(1) 治山事業 治山事業の標準工期は別表1 (<u>森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い表9-2参照</u>)のとおりとするが、次のことに留意する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 林道事業 林道事業の標準工期は<u>別表2</u>のとおりとする。</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p><b>第9節 設計積算上の注意</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 土木工事標準単価の適用</b></p> <p>標準歩掛第1編共通工第10土木工事標準単価に定められている土木工事標準単価方式による積算にあたっては、<u>土木工事資材等単価表</u>に掲載されている単価を用いることとする。</p> <p>このほかの土木工事標準単価についても、工法選定が適切であり、適用範囲に合致するものであれば、見積等によらず適用できるものとする。</p> <p><b>5 建設機械経費の積算</b></p> <p>建設機械経費の積算については<u>治山林道必携設計積算編掲載の森林整備保全事業建設機械経費積算要領(以下「機械経費積算要領」)</u>によるほか次によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）

第1編 新旧対照表

新	旧
<p>7 設計変更</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。</p> <p>設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算とする。</p> <p><u>森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドラインについて等を参考にすること</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 原設計変更設計対照表の作成</p> <p>原設計との変更点が分かるように原設計変更設計対照表 <u>(削除)</u> を作成する。また2回以上の変更を行う場合は、前回までの原設計変更設計対象表を変更設計書に順次添付して、同表の備考欄に変更回数を記載し、前回からの変更経過を明らかにする。</p> <p>(9) 変更協議</p> <p>変更設計増減額が契約金額の30%を超える場合は、<u>「神奈川県森林土木事業執行要領の運用について」等に基づき適切に事務処理を行うこと。</u></p> <p>8 出来高設計 (略)</p> <p>9～13 削除</p> <p>第2章 (略)</p> <p>附1 (略)</p>	<p>7 設計変更</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。</p> <p>設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 原設計変更設計対照表の作成</p> <p>原設計との変更点が分かるように原設計変更設計対照表 <u>(林道関係事業第10号様式)</u> を作成する。また2回以上の変更を行う場合は、前回までの原設計変更設計対象表を変更設計書に順次添付して、同表の備考欄に変更回数を記載し、前回からの変更経過を明らかにする。</p> <p>(9) 変更協議</p> <p>変更設計増減額が契約金額の30%を超える場合は、<u>「神奈川県森林土木事業執行要領の運用について」第7条第2項関係の「事業執行計画の変更」に該当する変更を行う場合は事前に本課と協議する。</u></p> <p>8 出来高設計 (略)</p> <p>9～12 削除</p> <p>第2章 (略)</p> <p>附1 (略)</p>

## 神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編） 第1編 新旧対照表

新	旧												
<p>附2</p> <h3 style="text-align: center;">通勤の補正について</h3> <p>通勤の補正については、次の条件を満たす工事現場において適用する。  <u>なお、委託事業及び森林整備に係る事業には適用しない。</u></p> <p><b>1 適用条件</b>            原則として工事現場の所在する<u>最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復通勤に90分以上を要する箇所</u>の工事とする。  <u>なお、集散場所から工事施工場所までの移動に時間を要する場合は、細部取扱い6（3）又は（4）を適用すること。このとき、工事施工場所は、作業箇所の中心地とし、施工箇所が連続する現場は中間点、山腹工事等は重心点とする。細部取扱い6（3）及び（4）に対する考え方についてそれぞれの模式図を図1及び図2に示す。</u></p> <p><b>2 時間の算出</b>            通勤時間は、地形図等を使用し次式により算出する。</p> $T = T_1 + T_2 \quad (\text{min})$ $T_1 = \sum t_n \quad (\text{min})$ $t_n = (l_n \times 2 \div s_n) \times 60 \quad (\text{min})$ $T_2 = \{ (L_2 \times 2 + H \times 6) \div S_2 \} \times 60 \quad (\text{min})$ <p>T = 通勤時間 (min)            T<sub>1</sub> = 当該市町村役場から下車地点までの人員輸送車に係わる往復の通勤時間 (min)            T<sub>2</sub> = 下車地点から工事現場までの徒歩に係る往復の通勤時間 (min)            t<sub>1~2</sub> : 表1により区分した各道路の所要時間 (min)            l<sub>1~2</sub> : 表1により区分した各道路の片道距離 (km)            s<sub>1~2</sub> : 表1により区分した各道路の走行速度 (km/hr)            L<sub>2</sub> : 下車地点と工事現場基点までの最短水平距離 (m)            H : 下車地点と工事現場基点間の最高標高点と最低標高点の標高差 (m)            S<sub>2</sub> : 歩行速度 (3,000m/hr)</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表1 道路の区分と走行速度</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般道</th> <th>林道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走行速度 (km/hr)</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注：1 保安施設管理道は、林道と同様とする。</p>	区分	一般道	林道	走行速度 (km/hr)	30	20	<p>附2</p> <h3 style="text-align: center;">通勤補正について</h3> <p><u>標準歩掛の留意事項の6に定める通勤補正は、次の条件を満たす工事現場において適用する。</u>  <u>なお、通勤補正の方法は、割増歩掛を使用して行うこととする。</u></p> <p><b>1. 適用条件</b>            原則として工事現場の所在する<u>（追加）市町村役場（支所等を含む。）から工事現場までの往復に90分をこえる時間</u>を要する箇所とする。  <u>なお、（追加）工事現場の基点は作業箇所の中心地とし、工事施工箇所が連続する現場は中間点、山腹工事等は重心点とする。（追加）</u>  <u>委託事業及び森林整備に係る事業には適用しない。（削除）</u></p> <p><b>2. 時間の算出</b>            通勤時間は、地形図等を使用し次式により算出する。</p> $T = T_1 + T_2 \quad (\text{min})$ $T_1 = \sum t_n \quad (\text{min})$ $t_n = (l_n \times 2 \div s_n) \times 60 \quad (\text{min})$ $T_2 = \{ (L_2 \times 2 + H \times 6) \div S_2 \} \times 60 \quad (\text{min})$ <p>T = 通勤時間 (min)            T<sub>1</sub> = 当該市町村役場から下車地点までの人員輸送車に係わる往復の通勤時間 (min)            T<sub>2</sub> = 下車地点から工事現場までの徒歩に係る往復の通勤時間 (min)            t<sub>1~2</sub> : 表1により区分した各道路の所要時間 (min)            l<sub>1~2</sub> : 表1により区分した各道路の片道距離 (km)            s<sub>1~2</sub> : 表1により区分した各道路の走行速度 (km/hr)            L<sub>2</sub> : 下車地点と工事現場基点までの最短水平距離 (m)            H : 下車地点と工事現場基点間の最高標高点と最低標高点の標高差 (m)            S<sub>2</sub> : 歩行速度 (3,000m/hr)</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表1 道路の区分と走行速度</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般道</th> <th>林道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>走行速度 (km/hr)</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注：1 保安施設管理道は、林道と同様とする。</p>	区分	一般道	林道	走行速度 (km/hr)	30	20
区分	一般道	林道											
走行速度 (km/hr)	30	20											
区分	一般道	林道											
走行速度 (km/hr)	30	20											



神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）  
第1編 新旧対照表

新	旧
<p>3 割増歩掛 割増歩掛は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。</p> $K = 1 + \frac{(T - 90)}{480} \quad (\text{ただし} K : \text{補正係数 (小数第2位切捨第1位止め)})$ <p>※ 補正の範囲は20%を超えないものとする。</p> <p>図1. 徒歩に要する時間を時間的制約とする場合</p>	<p>3. 割増歩掛 割増歩掛は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。</p> $K = 1 + \frac{(T - 90)}{480} \quad (\text{ただし} K : \text{補正係数 (小数第2位切捨第1位止め)})$ <p>※ 補正の範囲は20%を超えないものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>図2. 現場条件や工期（供用開始日等）により実作業時間を確保すべき場合</p>	<p>附3～14 (略)</p>
<p>附3～14 (略)</p>	